

総合取引約款【新旧対照表】

2025年4月1日改訂

(下線は変更部分)

新	旧
<p>第1条～第12条 (現行のとおり)</p> <p><b>第13条</b>            当社にご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときは、金融商品取引法(以下、「金商法」といいます。)第37条の4の規定に基づく「<u>契約締結時等交付書面</u>」として、取引報告書を遅滞なく、お客様に交付いたします(郵送又は「金融商品取引業等に関する内閣府令」(以下、「内閣府令」といいます。)等に定める電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。以下、取引残高報告書についても同様です)。</p> <p><b>第14条</b>            (1)～(2) (省略)            (3)当社は、第1項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの(電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。)については、第1項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。            ① 個別のデリバティブ取引等に係る<u>契約締結時等交付書面</u>            ② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p> <p>第15条～第29条 (現行のとおり)</p>	<p>第1条～第12条 (省略)</p> <p><b>第13条</b>            当社にご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときは、金融商品取引法(以下、「金商法」といいます。)第37条の4の規定に基づく「<u>契約締結時交付書面</u>」として、取引報告書を遅滞なく、お客様に交付いたします(郵送又は「金融商品取引業等に関する内閣府令」(以下、「内閣府令」といいます。)等に定める電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。以下、取引残高報告書についても同様です)。</p> <p><b>第14条</b>            (1)～(2) (省略)            (3)当社は、第1項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第1項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。            ① 個別のデリバティブ取引等に係る<u>契約締結時交付書面</u>            ② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p> <p>第15条～第29条 (省略)</p>

## 保護預り約款【新旧対照表】

2025年4月1日改訂

(下線は変更部分)

新	旧
<p>第1条～第8条 (現行のとおり)</p> <p>第9条 (1)～(3) (現行のとおり) (4)当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの(電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。)<u>については、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</u></p> <p>① 個別のデリバティブ取引等に係る<u>契約締結時等交付書面</u> ② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p> <p>第10条～第22条 (現行のとおり)</p>	<p>第1条～第8条 (省略)</p> <p>第9条 (1)～(3) (省略) (4)当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。</p> <p>① 個別のデリバティブ取引等に係る<u>契約締結時交付書面</u> ② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p> <p>第10条～第22条 (省略)</p>

## 外国証券取引口座約款【新旧対照表】

2025年4月1日改訂

(下線は変更部分)

新	旧
<p>第1条(約款の趣旨) (1) (現行のとおり)</p> <p>(2)お客様は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引(以下、「国内委託取引」といいます。)、外国証券の売買注文を取次ぐ方法により我が国以外で執行する取引(以下、「外国取引」といいます。)及び外国証券の国内における店頭取引(以下、「国内店頭取引」といいます。)並びに外国証券の当社への</p>	<p>第1条(約款の趣旨) (1) (省略)</p> <p>(2)お客様は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引(以下、「国内委託取引」といいます。)、外国証券の売買注文を我が国以外の金融商品市場(店頭市場を含む。以下同じ。)に取次ぐ取引(以下、「外国取引」といいます。)及び外国証券の国内における店頭取引(以下、「国内店頭取引」といいます。)並び</p>

新	旧
<p>保管(当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利(以下、「みなし外国証券」といいます。))である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含む。以下同じ。)の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとしします。</p> <p>なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引に係る売買及び信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとしします。</p> <p>第2条～第33条 (現行のとおり)</p>	<p>に外国証券の当社への保管(当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利(以下、「みなし外国証券」といいます。))である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含む。以下同じ。)の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとしします。</p> <p>なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引に係る売買及び信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとしします。</p> <p>第2条～第33条 (省 略)</p>

**書面等の電磁的方法による交付・徴求等に係る取扱規程【新旧対照表】**

2025年4月1日改訂

(下線は変更部分)

新	旧
<p><b>第1節 総 則</b></p> <p><b>第1条 (規程の趣旨)</b></p> <p>この規程は、いちよし証券株式会社(以下、「当社」といいます。))が、お客様に対する書面の交付等に代えて、当該書面に記載すべき事項(以下、「記載事項」といいます。))を電子情報処理組織(当社の使用に係るコンピューターと、お客様の使用に係るコンピューターとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。))を使用する方法(以下、「電磁的方法」といいます。))による交付(以下、「電子交付」といいます。))を行う場合の交付方法等(以下、「<u>いちよしメンバーズクラブ電子交付サービス</u>」・「<u>URL通知サービス</u>」<u>と</u>いい、両者をあわせて「<u>電子交付のサービス</u>」<u>と</u>いいます。))及び書面の徴求等に代えて記載事項を電磁的方法にて受入れる方法等について定め</p>	<p><b>第1節 総 則</b></p> <p><b>第1条 (規程の趣旨)</b></p> <p>この規程は、いちよし証券株式会社(以下、「当社」といいます。))が、お客様に対する書面の交付等に代えて、当該書面に記載すべき事項(以下、「記載事項」といいます。))を電子情報処理組織(当社の使用に係るコンピューターと、お客様の使用に係るコンピューターとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。))を使用する方法(以下、「電磁的方法」といいます。))による交付(以下、「電子交付」といいます。))を行う場合の交付方法等(以下、「<u>電子交付サービス</u>」<u>と</u>いいます。))及び書面の徴求等に代えて記載事項を電磁的方法にて受入れる方法等について定めたものです。</p>

新	旧
<p>たものです。</p> <p><b>第2節 <u>いちよしメンバーズクラブ電子交付サービス・URL通知サービス</u></b></p> <p><b>第2条（<u>電子交付のサービスの方法</u>）</b>          当社は、当社又は当社が契約しているデータセンターで運営される当社のホームページ上にあるいちよしメンバーズクラブ(以下、「メンバーズクラブ」といいます。)上のお客様専用ページ(以下、「お客様ページ」といいます。)にファイルを設け、当該ファイルに記載事項を記録し、お客様の閲覧に供する方法にて<u>いちよしメンバーズクラブ電子交付サービス</u>を行うほか、<u>目論見書、重要情報シート</u>等については、SMSやEメールに添付して提供する<u>URL通知サービス</u>を行います。</p> <p>2 <u>電子交付のサービスの対象となる書面</u>(以下、「対象書面」といいます。)の記載事項はPDFファイル形式、又は、当社が指定する電磁的方法で提供します。お客様は、対象書面の表示に使用するソフトウェア等を当社の推奨する環境(最新バージョン等)をインターネット等でダウンロードし閲覧するものとします。</p> <p><b>第3条（<u>電子交付のサービスの申し込み</u>）</b>          お客様は、本規程の内容にご承諾いただき、当社の定める方法でお客様が<u>いちよしメンバーズクラブ電子交付サービス</u>の利用を申込みことにより、<u>いちよしメンバーズクラブ電子交付サービス</u>が利用出来ることとなります。<u>URL通知サービス</u>は、お客様に都度同意をいただくことで<u>URL通知サービス</u>の利用ができます。</p> <p><b>第4条（<u>対象書面</u>）</b>          (1)<u>いちよしメンバーズクラブ電子交付サービス</u>の対象となる書面は、法令・諸規則等に規定されている書面及び当社が交付するその他の報告書等のうち、当社が定め、メンバーズクラブに掲載した書面とします。          (2)<u>いちよしメンバーズクラブ電子交付サービス</u>は、対象書面について一括で適用されるものとし、対象書面の一部を<u>いちよしメンバーズクラブ電子交付サービス</u>の対</p>	<p><b>第2節 <u>電子交付サービス</u></b></p> <p><b>第2条（<u>電子交付サービスの方法</u>）</b>          当社は、当社又は当社が契約しているデータセンターで運営される当社のホームページ上にあるいちよしメンバーズクラブ(以下、「メンバーズクラブ」といいます。)上のお客様専用ページ(以下、「お客様ページ」といいます。)にファイルを設け、当該ファイルに記載事項を記録し、お客様の閲覧に供する方法にて<u>電子交付サービス</u>を行います。</p> <p>2 <u>電子交付サービスの対象となる書面</u>(以下、「対象書面」といいます。)の記載事項はPDFファイル形式、又は、当社が指定する電磁的方法で提供します。お客様は、対象書面の表示に使用するソフトウェア等を当社の推奨する環境(最新バージョン等)をインターネット等でダウンロードし閲覧するものとします。</p> <p><b>第3条（<u>電子交付サービスの申し込み</u>）</b>          お客様は、本規程の内容にご承諾いただき、当社の定める方法でお客様が<u>電子交付サービス</u>の利用を申込みことにより、<u>電子交付サービス</u>が利用出来ることとなります。</p> <p><b>第4条（<u>対象書面</u>）</b>          (1)<u>電子交付の対象となる書面</u>(以下「<u>対象書面</u>」といいます。)は、法令・諸規則等に規定されている書面及び当社が交付するその他の報告書等のうち、当社が定め、メンバーズクラブに掲載した書面とします。          (2)<u>電子交付サービス</u>は、対象書面について一括で適用されるものとし、対象書面の一部を<u>電子交付サービス</u>の対象外とすることはできないものとします。</p>

新	旧
<p>象外とすることはできないものとします。</p> <p>(3) <u>いちよしメンバーズクラブ電子交付サービス</u>の対象書面は追加される場合があり、追加される対象書面はメンバーズクラブ上に掲載します。なお、追加となった対象書面は、第10条第1項に基づき<u>いちよしメンバーズクラブ電子交付サービス</u>が終了しないかぎり、電子交付の対象とします。</p> <p>(4) <u>URL通知サービス</u>の対象となる書面は目論見書、重要情報シート等とします。</p> <p><b>第5条（お客様の閲覧に供する期間）</b>  <u>いちよしメンバーズクラブ電子交付サービス</u>の対象書面については、お客様ページ上で5年間閲覧が可能です。<u>URL通知サービス</u>の対象書面については、当社ホームページ上で5年間閲覧が可能です。ただし、法令等の定めのある場合は、当該定めに従い、別の取扱いを行う場合があります。</p> <p><b>第6条（目論見書等の閲覧、確認及び同意）</b>  第3条に基づき<u>いちよしメンバーズクラブ電子交付サービス</u>にお申し込みいただいたお客様が、第4条第1項に定める対象書面を閲覧し、ご同意された場合、当該書面の記載事項について十分理解しご承諾いただいたものとみなします。</p> <p><b>第7条（例外交付）</b>  当社は、お客様が<u>電子交付のサービス</u>の申し込みをされた後においても、法令の変更、監督官庁からの指示、又は当社の都合により対象書面を<u>電子交付のサービス</u>によらず、書面で交付する場合があります。この場合、当社は、<u>電子交付のサービス</u>は行いません。</p> <p><b>第8条（電子交付のサービスの停止）</b>  当社は、<u>電子交付のサービス</u>の緊急点検の必要性又はその他の合理的理由に基づき、お客様に予め告知することなく、<u>電子交付のサービス</u>の全部又は一部を停止することがあります。</p>	<p>(3) <u>電子交付サービス</u>の対象書面は追加される場合があり、追加される対象書面はメンバーズクラブ上に掲載します。なお、追加となった対象書面は、第10条第1項に基づき<u>電子交付サービス</u>が終了しないかぎり、電子交付の対象とします。</p> <p>(4) <u>（新設）</u></p> <p><b>第5条（お客様の閲覧に供する期間）</b>  対象書面をお客様の閲覧に供する期間は、お客様ページに掲載後5年間とします。ただし、法令等の定めのある場合は、当該定めに従い、別の取扱いを行う場合があります。</p> <p><b>第6条（目論見書等の閲覧、確認及び同意）</b>  第3条に基づき<u>電子交付サービス</u>にお申し込みいただいたお客様が、第4条第1項に定める対象書面を閲覧し、ご同意された場合、当該書面の記載事項について十分解しご承諾いただいたものとみなします。</p> <p><b>第7条（例外交付）</b>  当社は、お客様が<u>電子交付サービス</u>の申し込みをされた後においても、法令の変更、監督官庁からの指示、又は当社の都合により対象書面を<u>電子交付サービス</u>によらず、書面で交付する場合があります。この場合、当社は、<u>電子交付サービス</u>は行いません。</p> <p><b>第8条（電子交付サービスの停止）</b>  当社は、<u>電子交付サービス</u>の緊急点検の必要性又はその他の合理的理由に基づき、お客様に予め告知することなく、<u>電子交付サービス</u>の全部又は一部を停止することがあります。</p>

新	旧
<p><b>第9条（電子交付のサービス内容等の変更）</b>            当社は、お客様に予め告知することなく、法令及び本規程に反しない範囲で電子交付のサービスの内容等を変更することがあります。</p> <p><b>第10条（いちよしメンバーズクラブ電子交付サービスの終了）</b>            お客様は、当社所定の方法により、いちよしメンバーズクラブ電子交付サービスの利用中止の申し出をし、いちよしメンバーズクラブ電子交付サービスを解約することができます。また、お客様は、解約後も再び第3条に基づきいちよしメンバーズクラブ電子交付サービスの申し込みを行うことができます。</p> <p>2 前項のほか、以下のいずれかに該当する場合は、いちよしメンバーズクラブ電子交付サービスは解約され、終了します。</p> <p>(1)お客様の当社における証券総合口座が解約となった場合            (2)お客様が金融商品取引法等法令諸規則、「いちよしメンバーズクラブ取扱規程」又は本規程のいずれかに違反した場合            (3)お客様がいちよしメンバーズクラブ電子交付サービスを利用することが不適当と当社が判断した場合            (4)当社の判断により、当社のすべてのお客様に対し電子交付のサービス提供を終了した場合</p> <p>3 当社は、いちよしメンバーズクラブ電子交付サービスが終了した日以降、対象書面について、郵送による交付に切り替えます。ただし、対象書面ごとに、郵送による交付への切り替え時期が異なることがあります。</p> <p><b>第11条（免責事項）</b>            当社は、以下の場合に生じたお客様の損害については、その責を負わないものとします。</p> <p>(1)通信機器、通信回線、インターネット、コンピューターシステム等の機器等の障害、これらを通じた情報伝達システム等の障害、又は第三者による妨害、侵入、情報改変等により、電子交付のサービスの全て又は一部の提供</p>	<p><b>第9条（電子交付サービス内容等の変更）</b>            当社は、お客様に予め告知することなく、法令及び本規程に反しない範囲で電子交付サービスの内容等を変更することがあります。</p> <p><b>第10条（電子交付サービスの終了）</b>            お客様は、当社所定の方法により、電子交付サービスの利用中止の申し出をし、電子交付サービスを解約することができます。また、お客様は、解約後も再び第3条に基づき電子交付サービスの申し込みを行うことができます。</p> <p>2 前項のほか、以下のいずれかに該当する場合は、電子交付サービスは解約され、終了します。</p> <p>(1)お客様の当社における証券総合口座が解約となった場合            (2)お客様が金融商品取引法等法令諸規則、「いちよしメンバーズクラブ取扱規程」又は本規程のいずれかに違反した場合            (3)お客様が電子交付サービスを利用することが不適当と当社が判断した場合            (4)当社の判断により、当社のすべてのお客様に対し電子交付のサービス提供を終了した場合</p> <p>3 当社は、電子交付サービスが終了した日以降、対象書面について、郵送による交付に切り替えます。ただし、対象書面ごとに、郵送による交付への切り替え時期が異なることがあります。</p> <p><b>第11条（免責事項）</b>            当社は、以下の場合に生じたお客様の損害については、その責を負わないものとします。</p> <p>(1)通信機器、通信回線、インターネット、コンピューターシステム等の機器等の障害、これらを通じた情報伝達システム等の障害、又は第三者による妨害、侵入、情報改変等により、電子交付サービスの全て又は一部の提供が</p>

新	旧
<p>ができなくなった場合</p> <p>(2)お客様自身で入力したか否かにかかわらず、入力されたパスワード等と、予め当社に届出されている情報とが一致し、お客様以外の第三者が電子交付のサービスを受けた場合</p> <p>(3)天災地変、政変、経済事情の急変、証券・金融市場の閉鎖、その他非常事態の発生など不可抗力と認められる事由が発生し、各種情報の提供等が遅延し、又は不能になった場合</p> <p>(4)第8条、第9条又は第10条によりお客様に損害が生じた場合</p> <p><b>第3節 電磁的方法による徴求等</b> 第12条～第14条 (現行のとおり)</p> <p><b>第4節 その他</b> 第15条 (現行のとおり) 第16条 (規程の変更)</p> <p>この規程は、法令の変更、監督官庁の指示、又は当社が必要として認めた場合には変更されることがあります。</p> <p>2 前項に基づきこの規程を変更する場合、変更を行う旨及び変更後の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、原則として当社ホームページ及びメンバーズクラブにより周知します。</p>	<p>できなくなった場合</p> <p>(2)お客様自身で入力したか否かにかかわらず、入力されたパスワード等と、予め当社に届出されている情報とが一致し、お客様以外の第三者が電子交付サービスを受けた場合</p> <p>(3)天災地変、政変、経済事情の急変、証券・金融市場の閉鎖、その他非常事態の発生など不可抗力と認められる事由が発生し、各種情報の提供等が遅延し、又は不能になった場合</p> <p>(4)第8条、第9条又は第10条によりお客様に損害が生じた場合</p> <p><b>第3節 電磁的方法による徴求等</b> 第12条～第14条 (省略)</p> <p><b>第4節 その他</b> 第15条 (省略) 第16条 (規程の変更)</p> <p>この規程は、法令の変更、監督官庁の指示、又は当社が必要として認めた場合には変更されることがあります。</p> <p>2 前項に基づきこの規程を変更する場合、変更を行う旨及び変更後の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、原則としてメンバーズクラブにより周知します。</p>